

郡山市東部勤労者研修センターの使用料の免除の決定に係る審査基準及び標準処理期間について	
許認可等の名称	郡山市東部勤労者研修センターの使用料の免除
処分権者	郡山市長
根拠法令等	郡山市勤労者研修センター条例（平成 5 年郡山市条例第 9 号。以下「条例」という。）
根拠規定	条例第 10 条
基準規定	1 条例第 10 条 2 郡山市勤労者研修センター条例施行規則（平成 5 年郡山市規則第 12 号。以下「施行規則」という。）第 7 条
審査基準	1 条例 （使用料の免除） 第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 （1）市（市の機関を含む。以下次号において同じ。）が主催して行うものに使用するとき。 （2）市と他の団体が共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用するとき。 （3）指定管理者が主催して行う事業であって、市長が認めるものに使用するとき。 （4）その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除することが適当と認めるとき。 2 施行規則 （使用料の免除） 第 7 条 条例第 10 条に規定する使用料の免除は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1）条例第 10 条第 1 号から第 3 号までに規定する場合 当該使用料の全額 （2）条例第 10 条第 4 号に規定する場合 当該使用料のうち市長が認める額 ※施行規則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する当該使用料のうち市長が認める額は、次のア、イに例示するものとする。 ア 公益的事業で市が後援して行う事業について施設を使用する場合 全部免除 イ 町内会、団地会等の住民自治組織が地域住民及び企業等との連帯感と自治意識の高揚を図る目的をもって施設を使用する場合 全部免除

	※付記 (1) 市の機関とは、郡山市行政手続条例第2条第1項第6号に規定する機関をいう。
標準処理期間	5日以内（休館日を除く） 算定根拠等 ①申請書・添付書類の形式審査 1日 ②審査及び関係機関との協議・調整 1日 ③処分案作成 1日 ④起案・決裁 1日 ⑤決裁・文書作成・送付 1日
所管部局等	産業観光部産業雇用政策課 電話 924-2251
附則	(1) 制定年月日 平成 8年9月 1日 (2) 施行年月日 平成 8年9月 1日 改正年月日 平成 20年1月 18日（一部改正） 改正年月日 平成 31年4月 1日（一部改正） 改正年月日 令和 元年6月 28日（一部改正） 改正年月日 令和 4年11月 1日（一部改正）